## 若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事の試行(一部変更) (平成27年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します)

岐阜県県土整備部技術検査課

近年の公共事業予算の減少にともない、厳しい経営状況が続く地域の建設業における担い手不足が懸念されています。また、改正された品確法にも担い手の中長期的な育成及び確保が明記され、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっています。

また、女性の有する能力を最大限に発揮できるよう、女性技術者の建設現場への登用促進も課題となっています。

このような状況を踏まえ、「若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事」を次の2つのモデルにより試行します。

なお、女性技術者が現場で働くために必要な施設や設備に要した費用(女性専用トイレの設置、 女性専用更衣室の設置等)については、必要経費の一部とすることができます。

注) 下線部が今回の修正箇所です。

## モデル1 入札参加資格で若手技術者等の配置を入札参加条件とする

	入札参加条件	総合評価における加点
モデル 1	<ul> <li>・監理(主任)技術者又は、現場代理人に、若手又は女性技術者を配置することを条件に追加。</li> <li>・若手技術者の対象としては、39歳以下とし、女性技術者については年齢制限を設けない。</li> <li>・施工実績に関する条件は従来どおり設定する。</li> </ul>	・従来どおり設定。

## モデル2 総合評価の加点項目として、若手技術者等を配置した場合に加点する

	入札参加条件	総合評価における配置予定技術者の加点(※1)		
配置予定技術者の年齢等に応じて加点				
モデル 2	従来どおり	30 歳未満若しく	くは女性 1.0 点	
		30 歳以上 40 歳	未満 0.5 点	
		40 歳以上	0.0 点	
		若手技術者等を配置する場合、以下の項目は補助者		
		(現場代理人) (※2)で評価できるものとする		
		同種・類似の施	江実績 (1.0 点)	
		保有資格	(1.5 点)	
		継続教育(CPI	(0.5 点)	

- ※1 総合評価における配置予定技術者の加点以外の評価は、従来どおり設定。
- ※2 補助者の現場代理人については、現場代理人の常駐義務を緩和できる要件(平成 26 年 2 月 12 日付け「技術者の配置について」参照)に該当すれば、常駐義務を緩和できる。